

処遇改善手当(手当原資:介護職員等処遇改善加算)

対象者	Aグループ : 介護福祉士資格者かつ夜勤勤務のある正規介護職員
	Bグループ : Aグループ以外の正規介護職員
	Cグループ : 非正規介護職員
	Dグループ : A、Bグループ以外の正規職員
	Eグループ : Cグループ以外の非正規職員
配分方法	算定年度の手当原資を実働勤務時間に応じ配分する 但し、各グループにおける一人あたりの平均改善額を次のとおり配分する A＞B＞C＞D＞E
支給時期	毎月